

会員休会規則

第1条(休会制度)

会員は、一定期間クラブの利用が困難となる場合、所定の手続きを行うことにより休会することができます。

第2条(休会の対象となる事由)

休会は、長期の出張、赴任、留学、旅行、病気、けが、入院、妊娠、出産、育児、介護、転居、学業、その他の事情により、一定期間クラブの利用が困難となる場合に申請することができます。クラブは、必要に応じて休会理由を確認するため、書類等の提出を求めることがあります。

第3条(休会の申請)

1. 休会を希望する会員は、クラブ所定の方法(来館または郵送)により申請するものとします。
2. 休会の申請は、休会開始月の2か月前の20日までにを行うものとします。
例: 11月1日から休会を希望する場合は、9月20日までに申請するものとします。
3. 休会は、クラブが申請を承認した時点で成立するものとします。
4. 申請期限を過ぎた場合、希望する月からの休会を承認できない場合があります。

第4条(休会期間)

1. 休会期間は、1か月単位とします。
2. 休会期間は、原則として最長2か月までとします。
3. 休会期間終了後は、自動的に通常の会員資格へ復帰するものとします。
4. 休会期間の延長を希望する場合は、改めて所定の手続きを行うものとします。
5. 休会期間の延長については、第8条に定める休会回数の対象として取り扱います。

第5条(休会費)

休会期間中は、会員資格および登録情報を維持するための費用として、月額2,200円(税込)の休会費を支払うものとします。

第6条(休会中の利用)

休会中の会員は、原則としてクラブ施設、コート予約、ソーシャル予約、未使用のゲストパス、レッスンパス、駐車場利用、その他の会員向けサービスを利用することができません。

第7条(休会期間中の復帰)

1. 休会期間中に復帰を希望する会員は、クラブ所定の方法（来館または郵送）により申請するものとします。
2. 休会期間の途中で復帰する場合は、復帰希望月の前月20日までに申請するものとします。
3. 復帰は月単位とし、月の途中からの復帰はできないものとします。
4. 復帰後は、休会前の会員プランを再開するものとします。ただし、プランの変更を希望する場合は、別途所定の手続きを行うものとします。

第8条（休会の回数）

休会の利用回数は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に付き2回までとします。

なお、休会期間の延長については、新たな休会として1回に数えるものとします。

第9条（規則の変更）

クラブは、運営上必要と認める場合、本規則の内容を変更することがあります。変更する場合は、所定の方法により会員に告知するものとします。

第10条（その他）

本規則に定めのない事項については、クラブの会員規約その他クラブが定める規則によるものとします。

附則

本規則は、2026年9月25日より施行します。

2026年10月休会に関する経過措置

2026年10月1日からの休会を希望する会員については、2026年9月30日までに申請した場合に限り、休会を認めるものとします。

なお、すでに支払い済みの2026年10月分の月会費については、2026年11月分または12月分の月会費に充当するものとします。

株式会社日本ピックルボールホールディングス